

平成 29 年度

介護保険サービス事業者 集団指導 資料

(介護予防) 訪問介護

(介護予防) 訪問入浴

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課

【(介護予防) 訪問介護】

● 実地指導等における指摘事項等について

- \* 居宅基準………指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- 基準解釈通知………指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）
- 居宅算定基準………指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
- 居宅算定基準留意事項………指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実地指導上の留意事項について（平成12年老企第36号）

① 訪問介護員の人員基準について

【事例】

- ・ 従業員の員数が常勤換算で2.5人以上確保されていなかった。
- ・ 常勤換算を算定する際に、管理者の管理業務に従事する時間を含めて常勤換算を算定していた。
- ・ 併設する他の事業所に従事する従業員について、併設事業所に勤務する時間を訪問介護事業所に勤務する時間として常勤換算を算定していた。

【解説】

- ・ 常勤換算を算定する際に、実際の勤務時間ではなく、計画上の勤務時間で常勤換算を算定していた。
- ・ 管理者の管理業務に従事する時間は、常勤換算の算定には含めることができない。
- ・ 併設する他のサービス業務（例：有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等）に従事する時間は、常勤換算の算定に含めることはできない。

【根拠法令】

居宅基準第5条第1項、基準解釈通知第三の一の1（1）

② サービス提供責任者について

【事例】

- ・ 常勤のサービス提供責任者が、実際には常勤の勤務形態ではなかった。
- ・ 常勤のサービス提供責任者が、専ら指定訪問介護の業務に従事していなかった。
- ・ サービス提供責任者に変更があった際に、県に変更届が提出されていなかった。

【解説】

- ・ 常勤のサービス提供責任者の出勤簿、タイムカード、業務内容等を確認したところ、常勤職員と認められない状態であった。
- ・ 常勤のサービス提供責任者が併設する他のサービス業務に従事しており、専ら指定訪問介護の業務に従事していなかった。
- ・ サービス提供責任者が別の職員に変更になった場合や、新たに追加した場合は、変更があった日から10日以内に県に変更届を提出しなければならぬ。

【根拠法令】

居宅基準第5条第4項、基準解釈通知第三の一の1（2）

【(介護予防) 訪問介護】

③ 管理者について

【事例】

- ・ 管理者の勤務記録（タイムカード等）が作成されていなかった。
- ・ 管理者の雇用契約書が作成されていなかった。
- ・ 管理者の業務について、業務が認められる状態を逸脱していた。

【解説】

- ・ 法人代表者又は法人役員が管理者として従事している場合に、管理者の勤務記録（タイムカード）や雇用契約書等が作成されていなかった。
- ・ 法人代表者又は法人役員であっても従事者として実際の業務に従事する場合は、他の職員と同様に勤務内容が確認できる資料を整備する必要がある。
- ・ 管理者が業務できるのは、当該訪問介護事業所又は同一敷地内にある他の事業所等の職務とされているが、同一敷地内ではない場所（他市町村にある法人本部）において業務を行っていた。

【根拠法令】

居宅基準第6条、基準解釈通知第三の一の1（3）

④ 重要事項説明書について

【事例】

重要事項説明書について次のような不備が見受けられた。

- ・ 初回加算の記載がなかった。
- ・ 集合住宅減算の記載がなかった。
- ・ 報酬改定前の単位に基づく利用料となっていた。
- ・ 取得していない加算が記載されていた。
- ・ 事業所の職員体制が現状と異なっていた。
- ・ 事故発生時の対応について記載がなかった。
- ・ 苦情窓口には和歌山県国保連合会と市町村（保険者）の連絡先の記載がなかった。

【解説】

介護保険のサービスは、利用者及びその家族に十分な説明を行い、重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付し、文書による同意を得たうえで開始する必要がある。

～重要事項説明書に記載すべき事項～

- ① 運営規程の概要
- ② 訪問介護員等の勤務体制
- ③ 事故発生時の対応
- ④ 苦情処理の体制等、
- ⑤ その他（利用申込者がサービスを選択するために必要な事項）

【根拠法令】

居宅基準第8条第1項、基準解釈通知第三の一の3の(1)

## 【(介護予防) 訪問介護】

### ⑤ 訪問介護計画について (訪問介護計画書)

#### 【事例】

- 訪問介護計画書について次のような不備が見受けられた。
- ・ 目標が設定されていなかった。
  - ・ 担当する訪問介護員等の氏名が記載されていなかった。
  - ・ 所要時間が記載されていなかった。
  - ・ 日程の記載が不十分だった。(曜日の記載がなかった。)

#### 【解説】

- ・ 訪問介護計画書では、アセスメントに基づき、援助の方向性や目標を明確にするとともに、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの身体的内容、所要時間、日程等を明らかにする必要がある。
- ・ 訪問介護の所要時間は、介護支援専門員やサービス提供責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設定されるべきものであることを踏まえ、訪問介護計画の作成時には硬直的な運用にならないよう十分に留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮すること。(居宅算定基準留意事項第二の2の(4)の②)
- ・ 目標を達成するための期間も記載すること。
- ・ サービスの具体的内容は「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日老計第10号)を参照の上記載すること。

#### 【根拠法令】

居宅基準第24条第1項、基準解釈通知第三の一の3の(13)の①

### ⑥ 訪問介護計画について (説明、同意及び交付)

#### 【事例】

- ・ 訪問介護計画を利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て、交付してなかった。
- ・ 利用者本人の同意の署名がないものがあった。

#### 【解説】

訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないため、サービス提供責任者は、訪問介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

#### 【根拠法令】

居宅基準第24条第3項 基準解釈通知第三の一の3の(13)の③

## 【(介護予防) 訪問介護】

### ⑦ 訪問介護計画について (実施状況の把握、評価)

#### 【事例】

訪問介護計画の評価がされていなかった。

#### 【解説】

- ・ サービス提供責任者は、他の訪問介護員等の行うサービスが訪問介護計画に沿って実施されているか把握する必要がある。
- ・ 計画に基づき提供されたサービスについて評価する必要がある。  
※評価の視点
  - ① サービス提供の結果が援助目標に達しているか。
  - ② サービスに対し利用者や家族がどの程度満足しているか。
  - ③ 計画を見直す必要性があるか。
- ・ サービス提供責任者は、利用者又はその家族に、訪問介護計画の実施状況や評価について説明を行う必要がある。

#### 【根拠法令】

居宅基準第22条第2項、第24条第5項  
基準解釈通知第三の一の3の(12)の① 第三の一の3の(13)の③

### ⑧ 訪問介護計画について (居宅サービス計画に沿った作成)

#### 【事例】

- ・ 訪問介護計画の作成にあたり居宅サービス計画に沿った計画になっていなかった。
- ・ 居宅サービス計画の変更に伴い、訪問介護サービスの内容にも変更が生じていたが、訪問介護計画の再作成をしていなかった。

#### 【解説】

- ・ 訪問介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成しなければならない。

#### 【根拠法令】

居宅基準第24条第2項、基準解釈通知第三の一の3の(13)の②

#### 【参考】

- ・ 居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書第1表の「生活援助中心型の算定理由」欄に○を付す(「3. その他に○を付す場合はその事情の内容について簡潔明瞭に記載する」とともに、居宅サービス計画書第2表の「目標(長期目標・短期目標)」、「長期目標」及び「短期目標」に付す)「期間」、「サービス内容」欄などについても明確に記載する必要がある。(15.5.30 事務連絡 介護保険最新情報 vol.151 介護報酬に係るQ&A)

【(介護予防) 訪問介護】

⑧ 訪問介護計画について (訪問介護計画の変更)

【事例】

- ・ 利用者の状況に変化があり、サービス提供の内容が変更しているにも関わらず、訪問介護計画の変更がされていないかった。
- ・ サービス提供の日程が週2回から週6回に変更されていたが、訪問介護計画の変更がされていないかった。

【解説】

- ・ サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならず、必要に応じて計画変更を行う必要がある。したがって、利用者の状況に変化があり、サービス提供の内容を変更する場合やサービス提供日程が増加(減少)する場合は、計画の変更を行う必要がある。
- ・ 訪問介護計画の変更の場合も、計画の作成の場合と同様に、アセスメントの実施、アセスメントに基づいた計画の作成、利用者への説明、同意及び計画の交付、の手続きを行わなければならない。

【根拠法令】

居宅基準第24条第1項、第5項、第6項 基準解釈通知第三の1の3の(13)の③

⑨ 訪問介護計画について (未作成)

【事例】

- ・ 訪問介護計画を作成していなかった。

【解説】

- ・ 「指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活営むに必要な援助を行う」とされており、訪問介護計画は必ず作成しなければならない。
- ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成しなければならない。
- ・ 訪問介護費の算定において、「利用者に対して、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する」とされており、訪問介護計画は必ず作成する必要がある。

【根拠法令】

居宅基準第23条第1号、第24条第1項  
居宅算定基準別表 1 訪問介護費の注1

【(介護予防) 訪問介護】

⑩ サービス提供の記録について

【事例】

- ・ サービス提供記録に記載されているサービス開始・終了時刻が、実際のサービスの提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられている時間になっていた。
- ・ 実施を予定しているサービスに、あらかじめチェックを入れておいたサービス提供記録を使用し、訪問時の記録時間を省略していた。
- ・ サービス提供記録を月末にまとめて作成する等の取扱がなされていた。

【解説】

- ・ サービス提供記録のサービス開始・終了時刻は、当日に提供したサービスに要した実際の時間を記入する必要がある。
- ※ 基準上「提供した具体的なサービスの内容」「利用者の心身の状況」「その必要な事項」を記録することとされており、これらも含めて記録することが必要単にあらかじめ用意した分類項目にチェックするだけの記録のみでは不適當提供しているサービスが利用者の課題解決につながっているか、自立支援のために必要なサービスであるかどうか等を訪問介護計画を作成するサービス提供責任者が把握できるような記録とすることによりサービスの質の向上に繋がる。
- ※ 事業者には、サービス内容や報酬請求が適正であることを保険者や県に対し証明する責任があり、その証拠として具体的なサービス内容の記録が重要となる。

【根拠法令】

居宅基準第19条、基準解釈通知第三の1の3の(9)

⑪ 利用料の受領について

【事例】

- ・ 契約書及び重要事項説明書に記載されている利用料について、介護保険給付対象外サービスに関する利用料が記載されていた。

【解説】

- ・ 介護給付費対象外のサービスを提供する場合は、指定訪問介護事業所の契約書・重要事項説明書とは別に契約書等を作成し、利用者の同意を得た上でサービス提供を実施する必要がある。
- ～介護給付費対象外のサービス提供をする場合～
- ①利用者に当該サービスが訪問介護とは別事業であることを説明し理解を得る。
  - ②当該事業の目的、運営方針、利用料等が、訪問介護事業の運営規程とは別に定められていること。
  - ③会計が訪問介護事業の会計と区分されていること。

【根拠法令】

居宅基準第20条、基準解釈通知第三の1の3の(10)

【(介護予防) 訪問介護】

⑬ 勤務体制の確保等について

【事例】

- ・ 「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の勤務時間に、サービス付き高齢者向け住宅の業務に従事する勤務時間が含まれていた。

【解説】

- ・ 勤務表上、訪問介護サービスの提供に従事する時間又は訪問介護サービスの提供のための準備等を行う時間を明確に位置付ける必要がある。
- ・ 訪問介護員が、訪問介護の業務と有料老人ホーム等の業務を兼ねる場合は、それぞれの業務に係る勤務時間を明確に区分する必要がある。

【根拠法令】

居宅基準第30条第1項 基準解釈通知第三の一の3の(19)の①  
基準解釈通知第二の2の(2)

～有料老人ホーム等の入居者に対して行う訪問介護に関する留意点～

住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅(以下「有料老人ホーム等」という。)の入居者にサービスを提供する訪問介護事業所において、訪問介護員が、有料老人ホーム等の業務にも従事している場合、次の点に留意することが必要

- ① 訪問介護員としての勤務時間と有料老人ホーム等職員としての勤務時間を、明確に区分すること。(勤務表で両業務を明確に区分する)
- ② 有料老人ホーム等としての勤務時間は、訪問介護員としての勤務時間には参入できない。
- ③ 訪問介護事業所のサービス提供責任者は常勤・専従であること。
  - ・ 常勤のサービス提供責任者は、他の事業の職務に従事することはできない。
  - ・ 非常勤のサービス提供責任者は、指定訪問介護事業所の職務に専ら従事する時間以外の時間については、他の事業の職務に従事することは可能
- ④ 訪問介護サービスは原則1対1で提供するものであるため、一度に複数の入居者に提供するサービスは介護報酬の算定はできない。
- ⑤ 居宅サービス計画(訪問介護計画)に位置づけのないサービスを提供して介護報酬を算定することはできない。
- ⑥ 計画と異なる内容、曜日、時間帯のサービスを、計画どおりに行ったものとして事実と異なる記録を作成し、介護報酬を受領することは不正請求に当たる。
- ⑦ 有料老人ホーム等の入居者に対し、特定の事業者のサービス利用を強要してはならない。
- ⑧ 有料老人ホーム等の入居者以外の者からの利用申込みを、正当な理由なく拒んではならない。

【(介護予防) 訪問介護】

⑭ 秘密の保持について

【事例】

- ・ 利用者家族の個人情報使用についての同意を確認することが出来なかった。
- ・ 従業者の秘密保持について、雇用契約書等に退職後の記載がなかった

【解説】

- ・ サービス担当会議等において、利用者又はその家族の個人情報の用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。
- ・ 従業者が、従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおおくなどの措置を講じなければならぬ。

【根拠法令】

居宅基準第33条 基準解釈通知第三の一の3の(21)

⑮ 人権擁護について

【事例】

- ・ 人権擁護推進員が配置されていなかった。
- ・ 人権擁護推進員は任命されていたが、現状と異なっていた。
- ・ 人権擁護に関する研修が実施されていなかった。
- ・ 人権擁護に関する研修が実施された記録が残されていなかった。

【解説】

- ・ 平成25年4月1日に施行された県条例により、利用者の人権を擁護するため、事業所ごとに人権擁護推進員を配置し、人権擁護に関する研修を年1回以上実施するとともに、当該研修の内容を記録・保存する必要がある。

【根拠法令】

和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年和歌山県条例第65号)第4条  
和歌山県老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例実施要綱第37で準用する第6

【(介護予防) 訪問介護】

⑮ 初回加算について

【事例】

サービス提供責任者がサービス提供を行った又は同行した記録が確認できない事例があった。返還を指導した案件

【解説】

初回加算について、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回もしくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合、同行訪問した旨を記録する必要がある。

【根拠法令】

居宅算定留意事項第二の2の(19)②

⑯ 特定事業所加算について

【事例】

特定事業所加算Ⅱの算定要件について、(介護予防) 訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者は、「サービス提供終了後、当該利用者を担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること」とされている。口頭での報告は受け付けているとのことであるが、その報告内容の記録を文書にて確認することができなかった

【解説】

訪問介護員等から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書（電磁的記録を含む。）にて記録を保存しなければならぬ。

【根拠法令】

居宅算定留意事項第二の2の(17)の①ハ

(参考) 平成18年4月改定関係Q&A (Vol.2)

「加算取得後の届出後についても、常に加算の要件を満たしている必要がある。要件に該当しないことが判明すれば、その時点で(加算の) 廃止届出を出し、翌月分から算定しない取扱いとする。」

【(介護予防) 訪問介護】

特定事業所加算【訪問介護】 チェックリスト

H28.11

	I	II	III	IV
1 計画的な研修の実施				
○ 事業所の全ての訪問介護員等(登録型を含む。)に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定している。	□	□	□	□
※ 訪問介護員等ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。				
・ 訪問介護員等について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定している。	□	□	□	□
・ 計画については、全ての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定している。	□	□	□	□
2-1 会議の定期的開催	I	II	III	IV
○ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。	□	□	□	□
・ 会議はサービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、事業所においてサービス提供に当たる訪問介護員等の全てが参加している。(グループ別開催可)	□	□	□	□
・ 会議の概要を記録している。	□	□	□	□
・ 概ね1月に1回以上開催している。	□	□	□	□
2-2 文書等による指示及びサービス提供後の報告	I	II	III	IV
○ 指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始している。	□	□	□	□
・ 「留意事項」は少なくとも次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載している。				
①利用者のADLや意欲				
②利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望				
③家族を含む環境				
④前回のサービス提供時の状況				
⑤その他サービス提供に当たって必要な事項				
※ 「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記録することとするものとし、1日のうち、同一の訪問介護員が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えない。				
※ サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、訪問介護員の間での引き継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。				

【(介護予防) 訪問介護】

	I	II	III	IV
○ サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から通宣報告を受けている。	□	□	□	□
・ 訪問介護員等から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書（電磁的記録を含む。）にて記録を保存している。	□	□	□	□
3 定期健康診断の実施	I	II	III	IV
○ 全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施している。	□	□	□	□
・ 労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めて、少なくとも1年内ごとに1回、事業主の費用負担により実施している。	□	□	□	□
4 緊急時における対応方法の明示	I	II	III	IV
○ 緊急時等における対応方法を利用者に明示している。	□	□	□	□
・ 緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行っている。	□	□	□	□
※ 交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもち足りる。	□	□	□	□
5 訪問介護員等要件	I	II	III	IV
○ 事業所の訪問介護員等の総数のうち	□	△		
・ 介護福祉士の占める割合が3割以上				
・ 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者の占める割合が5割以上				
※ 割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出する。				
なお、障害者総合支援法における指定居宅介護等に従事した時間は含まない。				
※ 介護福祉士又は実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。				
6 サービス提供責任者要件	I	II	III	IV
○ 全てのサービス提供責任者が、次のいずれかに該当する。	□	△		
・ 3年以上の実務経験を有する介護福祉士				
・ 5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・1級課程修了者				
※ 「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。				
○ 居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、2人以上が常勤であること。	□	△		
※ 常勤のサービス提供責任者を2人配置することとされている事業所（利用者の数（前3月の平均値）が40人超80人以下の事業所）については、常勤のサービス提供責任者を1人配置し、非常勤のサービス提供責任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置することで基準を満たすことになるが、本要件を満たすためには、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置しなければならない。				

【(介護予防) 訪問介護】

	I	II	III	IV
7 重度介護者等対応要件	I	II	III	IV
○ 前年度又は前3月間における利用者の総数のうち、	□			
・ 要介護状態区分が要介護4～5である者				
・ 認知症日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者				
・ たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養）の行為を必要とする者				
の占める割合が2割以上であること。				
※ たんの吸引等の行為を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士の規定に基づき、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られる。				
※ 割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用職人員又は訪問回数を用いて算定する。				
■ 以下は特定事業所加算Ⅳのみ。特定事業所加算Ⅳを算定するためには以下と併せて2-1、2-2、3及び4を満たす必要がある。				
8 計画的な研修の実施	I	II	III	IV
○ 事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定している。				
・ サービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定している。				
9 サービス提供責任者要件	I	II	III	IV
○ 居宅サービス基準上配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所（利用者の数（前3月の平均値）が80人以下の事業所）であって、				
・ 基準により配置することとされているサービス提供責任者を常勤に				
より配置し、				
かつ、				
・ 基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置している。				
※ 利用者の数（前3月の平均値）が40人以下の事業所においては常勤のサービス提供責任者を2人以上配置し、利用者の数（前3月の平均値）が41人以上80人以下の事業所においては常勤のサービス提供責任者を3人以上配置しなければならない。				
10 重度介護者等対応要件	I	II	III	IV
○ 前年度又は前3月間における利用者の総数のうち、				
・ 要介護状態区分が要介護3～5である者				
・ 認知症日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者				
・ たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養）の行為を必要とする者				
の占める割合が6割以上であること。				
※ 留意点は7と同じ。				

# 【(介護予防) 訪問介護】

## ⑧ 集合住宅減算について

### 【事例】

集合住宅に居住する利用者の減算が確認できなかった。

返還を指導した案件

### 【解説】

- 事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物若しくは事業所同一の建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は、所定単位数の90%に相当する単位数を算定しなければならない。
- 事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物(上記に該当する以外のもの)に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は、所定単位数の90%に相当する単位数を算定しなければならない。

※ 建物は、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。

### 【根拠法令】

居宅算定基準別表 1 訪問介護費の注7

居宅算定留意事項第二の2の(1)

# 【(介護予防) 訪問介護】

## ● 留意事項

### ① 総合事業への移行について (介護予防訪問介護・介護予防通所介護)

#### ○ 総合事業への移行

介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、地域支援事業の介護予防・日常生活総合事業(以下「総合事業」という。)の訪問型サービス(第1号訪問事業)、通所型サービス(第1号通所事業)へ移行されることとなりました。

#### ○ 総合事業のみなし指定

平成27年3月31日において、介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業者は、総合事業による指定事業者の指定を受けたものとみなさせていただきます。(いわゆる「のみなし指定」)

既存の指定(平成27年3月31日)	総合事業のみなし指定
介護予防訪問介護	訪問型サービス(第1号訪問事業)
介護予防通所介護	通所型サービス(第1号通所事業)

- のみなし指定は、全市町村に効力が及び、その有効期間については、原則平成27年4月から平成30年3月末までの3年間(注)となっております。(注)全市町村が有効期間を定めることもできますので、関係市町村にお問い合わせください。

- のみなし指定事業者が、のみなし指定の有効期間の満了日以降も事業を継続する場合には、市町村から総合事業の指定の更新を受ける必要があります。

なお、事業所が所在している市町村(A市町村)以外の市町村(B市町村)の被保険者が利用している事業所については、A市町村の指定更新とともに、B市町村の指定更新が必要となります。

- のみなし指定事業者が、緩和した基準によるサービス(注)の提供を行う場合は、緩和した基準に基づく新たな指定を受けることが必要となります。

(注)緩和した基準によるサービスを実施するかどうかは市町村によって異なりますので、関係市町村にお問い合わせください。

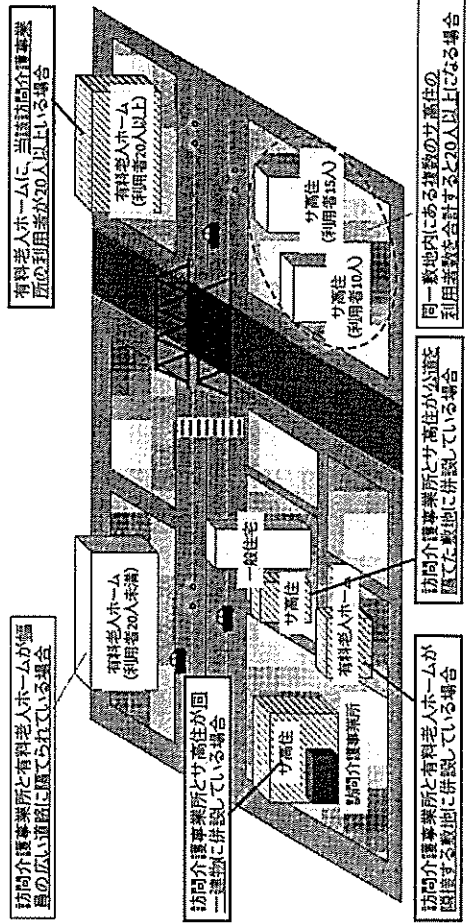
#### ○ のみなし指定を受けていない事業者

平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の新規指定を受けた事業者は、のみなし指定を受けていませんので、新しい総合事業を実施する場合は、それぞれの市町村から指定を受ける必要があります。

- 現在、和歌山県から指定された介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定有効期間は、最長で平成30年3月31日までとなっております。

## 集合住宅におけるサービス提供に係る評価の見直しイメージ図(訪問介護の場合)

脚注：  
 算定と不算定の  
 減算とならないもの





## 【(介護予防) 訪問介護】

### ② 指定居宅サービスと指定介護予防サービス等の一体的運営等について

○ 指定居宅サービスを行う者が、指定介護予防サービス等の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービスと指定介護予防サービスの各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合には、介護予防における各基準を満たすことによつて、基準を満たすことができる等の取扱いを行うことができることとされたが、その意義は次のとおりである。

○ 例えば、訪問介護においては、指定居宅サービスにおいても、第一号訪問事業においても、訪問介護員等を常勤換算方法で2.5人以上配置しなければならぬとされているが、同じ事業所で一体的に運営している場合には、併せて常勤換算方法で5人以上を置かなければならぬという趣旨ではなく、常勤換算方法で2.5人以上配置していることで、指定居宅サービスに該当する訪問介護も、第一号訪問事業も、双方の基準を満たすこととするという趣旨である。

※第一号訪問事業（指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。）

○ 設備、備品についても同様であり、例えば、定員30人の指定通所介護事業所においては、機能訓練室の広さは30人×3㎡＝90㎡を確保する必要があるが、この30人に第一号通所事業の利用者も含めて通算することにより、要介護者15人、要支援者15であったとしても、あるいは要介護者20人、要支援者10人の場合であっても、合計で90㎡が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。

※第一号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。）

○ 要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合には、例えば従前から指定居宅サービス事業を行っている者が、従来の通りの体制を確保していれば、指定介護予防サービス等の基準も同時に満たしていると見なすことができるという趣旨である。

○ なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合には、人員についても、設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意すること。

○ ただし、指定居宅サービスと緩和した基準による第一号訪問事業等を一体的に運営する場合には、緩和した基準による第一号訪問事業等については、市町村がサービス内容に応じて基準を定められるため留意すること。

【根拠法令】 基準解釈通知第2 総論第3項